

高知県競争力強化生産総合対策事業費補助金交付要綱 新旧対照表(R5.4)

改正後	現行
<p>第1条 省略</p> <p>第2条 県は、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）に即し、農産物の高品質・高付加価値化及び低コスト化により、産地競争力の強化を図るため、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第2890号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）に基づき実施する事業に要する次に掲げる経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体等をいう。以下同じ。）、公社（地方公共団体が出資している法人をいう。以下同じ。）、土地改良区、消費者団体<b>若しくは</b>市場関係者（交付等要綱の別記1に定める者をいう。以下同じ。）、事業協同組合連合会<b>若しくは</b>事業協同組合、食品事業者、民間事業者（交付等要綱の別記1に定める者をいう。以下同じ。）、中間事業者（交付等要綱の別記1に定める者をいう。以下同じ。）、流通業者（交付等要綱の別記1に定める者をいう。以下同じ。）、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人<b>若しくは</b>一般財団法人、コンソーシアム（交付等要綱の別記1に定める者をいう。以下同じ。）、農業者の組織する団体が株主となっている株式会社（独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則第2条の規定に基づき、農林水産大臣が定める基準（平成15年10月1日農林水産省告示第1538号）第2号に規定する基準に適合するものに限る。以下同じ。）、乳業再編等協議会（交付等要綱の別記1に定める者をいう。以下同じ。）<b>又は</b>知事が中国四国農政局長と協議して適当であると認める団体（以下「特認団体」と</p>	<p>第1条 省略</p> <p>第2条 県は、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）に即し、農産物の高品質・高付加価値化及び低コスト化により、産地競争力の強化を図るため、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第2890号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）に基づき実施する事業に要する次に掲げる経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体等をいう。以下同じ。）、公社（地方公共団体が出資している法人をいう。以下同じ。）、土地改良区、消費者団体<b>又は</b>市場関係者（交付等要綱の別記1に定める者をいう。以下同じ。）、事業協同組合連合会<b>又は</b>事業協同組合、食品事業者、民間事業者（交付等要綱の別記1に定める者をいう。以下同じ。）、中間事業者（交付等要綱の別記1に定める者をいう。以下同じ。）、流通業者（交付等要綱の別記1に定める者をいう。以下同じ。）、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人<b>又は</b>一般財団法人、コンソーシアム（交付等要綱の別記1に定める者をいう。以下同じ。）、農業者の組織する団体が株主となっている株式会社（独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則第2条の規定に基づき、農林水産大臣が定める基準（平成15年10月1日農林水産省告示第1538号）第2号に規定する基準に適合するものに限る。以下同じ。）、乳業再編等協議会（交付等要綱の別記1に定める者をいう。以下同じ。）<b>若しくは</b>知事が中国四国農政局長と協議して適当であると認める団体（以下「特認団体」という。）</p>

いう。)が実施する場合であって、県の区域を対象とする等、広域的な取組を行う事業に要する経費

(3) 農業協同組合、農業者の組織する団体、公社、土地改良区、消費者団体 若しくは市場関係者、事業協同組合連合会 若しくは事業協同組合、食品事業者、民間事業者、中間事業者、流通業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人 若しくは一般財団法人、コンソーシアム、農業者の組織する団体が株主となっている株式会社、乳業再編等協議会 又は特認団体が実施する場合にあつては、当該事業に要する経費に対して市町村が補助する場合における当該補助金に要する経費

第3条～9条 省略

第10条

1 省略

2 知事は、前項の規定による報告を受けた場合には、実績報告等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る事業成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

3 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした補助事業者は、前項の補助金実績報告書を提出するに当たって、第4条第2項ただし書の規定に該当した各事業実施主体について当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 第4条第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の補助金実績報告書を提出した後において、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（前項の規定

が実施する場合であって、県の区域を対象とする等、広域的な取組を行う事業に要する経費

(3) 農業協同組合、農業者の組織する団体、公社、土地改良区、消費者団体 又は市場関係者、事業協同組合連合会 又は事業協同組合、食品事業者、民間事業者、中間事業者、流通業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人 又は一般財団法人、コンソーシアム、農業者の組織する団体が株主となっている株式会社、乳業再編等協議会 若しくは特認団体が実施する場合にあつては、当該事業に要する経費に対して市町村が補助する場合における当該補助金に要する経費

第3条～9条 省略

第10条

1 省略

追加

2 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした補助事業者は、前項の補助金実績報告書を提出するに当たって、第4条第2項ただし書の規定に該当した各事業実施主体について当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第4条第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の補助金実績報告書を提出した後において、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（前項の規定

により減額した各事業実施主体にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記第7号様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。また、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等が明らかにならない場合又は当該消費税仕入控除税額等がない場合は、その状況等について、当該補助金の額の確定のあった日の翌年6月20日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

5 第1項の規定による補助金実績報告書の提出があつた後において、本事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があつたこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、知事に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を同項の規定に準じて提出するものとする。

6 知事は、前項の規定により実績報告書の提出を受けた場合は、改めて額の確定を行うものとする。

第11条～12条 省略

第13条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を、当該補助事業の終了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。ただし、補助事業により取得した財産1件当たりの取得価格が50万円以上の機械又は器具で、処分制限期間を経過しないものにあつては、交付等要綱の第24の3に定められた別記第様式10号による財産管理台帳その他関係書類を保管しなければならない。

第14～16条 省略

により減額した各事業実施主体にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記第7号様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。また、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等が明らかにならない場合又は当該消費税仕入控除税額等がない場合は、その状況等について、当該補助金の額の確定のあった日の翌年6月20日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

追加

第11条～12条 省略

第13条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を、当該補助事業の終了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。ただし、補助事業により取得した財産1件当たりの取得価格が50万円以上の機械又は器具で、処分制限期間を経過しないものにあつては別記第9号様式による財産管理台帳その他関係書類を保管しなければならない。

第14～16条 省略

附 則

- 1 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 8 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 7 条第 4 号及び第 5 号、第 10 条第 4 項、第 12 条、第 13 条並びに第 15 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 5 月 30 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 25 年 6 月 13 日から施行する。
- 2 平成 24 年度までに実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 26 年 3 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 18 日から施行する。

附 則

附 則

- 1 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 6 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 7 条第 4 号及び第 5 号、第 10 条第 3 項、第 12 条、第 13 条並びに第 15 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 5 月 30 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 25 年 6 月 13 日から施行する。
- 2 平成 24 年度までに実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 26 年 3 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 5 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 5 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 5 月 29 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 5 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年〇月〇日から施行する。

別表（第 3 条、第 8 条関係）

この要綱は、平成 30 年 5 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 5 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 5 月 29 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 5 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 20 日から施行する。

追加

別表（第 3 条、第 8 条関係）

区分	補助対象経費	補助率	事業実施主体	区分	補助対象経費	補助率	事業実施主体
1 <u>産地競争力の強化</u>				1 <u>整備事業</u>			
(1) <u>産地収益力の強化に向けた総合的推進</u>	ア～オ 省略	省略 次世代加算 省略 イ 第4条の規定により交付申請する年度の4月1日現在において45歳未満の者 <u>(法人の場合は代表者)</u> ※次世代型ハウスとは、以下のアからウまでの全ての条件を満たすもの ア 軒高2.5m以上 イ 耐風速50m/s以上	(1)～(6) 省略 (7)食品事業者 ただし、以下のアからウまでの場合に限るものとする。 ア <u>米粉製品、</u> 大豆製品又は茶製品の製造又は製造小売(以下「製造等」という。)を行う事業者が製品加工に必要な処理加工設備を整備する場合 イ～ウ 省略 (8)～(13) 省略	(1) <u>産地競争力の強化</u>	ア～オ 省略	省略 次世代加算 省略 イ 第4条の規定により交付申請する年度の4月1日現在において45歳未満の者 <u>追加</u> ※次世代型ハウスとは、以下のアからウまでの全ての条件を満たすもの ア 軒高2.5m以上 イ 耐風速50m/s以上	(1)～(6) 省略 (7)食品事業者 ただし、以下のアからウまでの場合に限るものとする。 ア 大豆製品又は茶製品の製造又は製造小売(以下「製造等」という。)を行う事業者が製品加工に必要な処理加工設備を整備する場合 イ～ウ 省略 (8)～(13) 省略

			<p>(事業対象作物について、ハウスの被覆期間中における過去の最大瞬間風速に基づき、50m/s 未満とすることが妥当であると判断される場合においては当該風速とすることができる。ただし、当該風速が 35m/s を下回る場合においては 35m/s を下限とする。また、ハウスが風害を受けないよう保守点検をするなど適切に管理すること。)</p>				<p><u>追加</u></p>	
--	--	--	---	--	--	--	------------------	--

		ウ 環境制御装置 を標準整備				ウ 環境制御装置 を標準整備	
(2)産地合理化の促進	ア～カ 省略	省略	(1)～(9) 省略 (10)乳業再編等 協議会 ただし、補助対象経費欄の カの(ア)の事業に限る。 <u>削除</u>	(2)産地合理化の促進	ア～カ 省略	省略	(1)～(9) 省略 (10)乳業再編等 協議会 ただし、補助対象経費欄の カの(ア)の事業に限る。 <u>補助対象経費欄の カの(イ)の事業実施主体は、 畜産経営の安定に関する法律 (昭和36年法律第183号)第10条 に規定する指定事業者とする。</u> <u>(11)コンソーシアム</u>
			<u>(11)コンソーシアム</u>  <u>補助対象経費欄の カの(イ)の</u>				



			<u>事業実施主体は、畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第10条に規定する指定事業者とする。</u>				
(3) 特別承認事業	省略	省略	<u>「(1)産地収益力の強化に向けた総合的推進」</u> 又は「(2)産地合理化の促進」の事業実施主体に準じる。	(3) 特別承認事業	省略	省略	<u>「(1)産地競争力の強化」</u> 又は「(2)産地合理化の促進」の事業実施主体に準じる。

2 みどりの食料システム戦略の推進	<u>以下の事業に要する経費</u>  省略	事業費の2分の1以内  <u>次世代加算（区分1の(1)の補助率の欄の「次世代加算」を準用する）</u>	(1)～(6) 省略 (7) 食品事業者（ <u>区分1の(1)の事業実施主体の欄の(7)</u> を準用する） (8) 省略	2 みどりの食料システム戦略の推進	<u>追加</u>  省略	事業費の2分の1以内  <u>追加</u>	(1)～(6) 省略 (7) 食品事業者（事業実施主体の欄の <u>1の(7)</u> を準用する） (8) 省略
-------------------	------------------------------	--	---	-------------------	---------------------	-----------------------------	---

			<p>(9) 中間事業者  ( <u>区分 1 の</u>  <u>(1) の事業実</u>  施主体の欄の  (9) を準用  する)</p> <p>(10) 流通業者  ( <u>区分 1 の</u>  <u>(1) の事業実</u>  施主体の欄の  (10) を準用  する)</p> <p>(11) 公益社団法  人、公益財団  法人、一般社  団法人及び一  般財団法人  ( <u>区分 1 の</u>  <u>(1) の事業実</u>  施主体の欄の  (11) を準用  する)</p> <p>(12)～(13)省略</p>				<p>(9) 中間事業者  (事業実施主  体の欄の <u>1 の</u>  (9) を準用  する)</p> <p>(10) 流通業者  (事業実施主  体の欄の <u>1 の</u>  (10) を準用  する)</p> <p>(11) 公益社団法  人、公益財団  法人、一般社  団法人及び一  般財団法人  (事業実施主  体の欄の <u>1 の</u>  (11) を準用  する)</p> <p>(12)～(13)省略</p>
--	--	--	---	--	--	--	--

<p><u>3 スマート農業の推進</u></p>	<p><u>以下の事業に要する経費</u></p> <p><u>ア 耕種作物小規模土地基盤整備</u></p> <p><u>(ア) ほ場整備</u></p> <p><u>(イ) 園地改良</u></p> <p><u>(ウ) 優良品種系統等への改植・高接</u></p> <p><u>(エ) 暗きょ施工</u></p> <p><u>(オ) 土壌土層改良</u></p> <p><u>イ 飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備</u></p> <p><u>(ア) 飼料作物作付条件整備</u></p> <p><u>(イ) 放牧利用条件整備</u></p> <p><u>(ウ) 水田飼料作物作付条件整備</u></p>	<p><u>事業費の2分の1以内</u></p> <p><u>次世代加算(区分1の(1)の補助率の欄の「次世代加算」を準用する)</u></p>	<p><u>(1)市町村</u></p> <p><u>(2)農業者の組織する団体</u></p> <p><u>(3)公社</u></p> <p><u>(4)土地改良区</u></p> <p><u>(5)消費者団体及び市場関係者</u></p> <p><u>ただし、野菜の取組を対象とした、産地管理施設の整備に限るものとする。</u></p> <p><u>(6)事業協同組合連合会及び事業協同組合</u></p> <p><u>(7)食品事業者(区分1の(1)の事業実施主体の欄の(7)を準用する)</u></p> <p><u>(8)民間事業者</u></p> <p><u>(9)中間事業者(区分1の</u></p>	<p><u>追加</u></p>
---------------------------	--	--	--	------------------

	<u>ウ 耕種作物産 地 基幹施設整 備</u> <u>(ア) 育苗施設</u> <u>(イ) 乾燥調製 施設</u> <u>(ウ) 穀類乾燥 調製貯蔵施 設</u> <u>(エ) 農産物処 理加工施設</u> <u>(オ) 集出荷貯 蔵施設</u> <u>(カ) 産地管理 施設</u> <u>(キ) 用土等供 給施設</u> <u>(ク) 農作物被 害防止施設</u> <u>(ケ) 生産技術 高度化施設</u> <u>(コ) 種子種苗 生産関連施 設</u> <u>(サ) 有機物処 理・利用施</u>		<u>(1) の事業実 施主体の欄の (9) を準用 する)</u> <u>(10) 流通業者 (区分 1 の (1) の事業実 施主体の欄の (10) を準用 する)</u> <u>(11) 公益社団法 人、公益財団 法人、一般社 団法人及び一 般財団法人 (区分 1 の (1) の事業実 施主体の欄の (11) を準用 する)</u> <u>(12) 特認団体</u> <u>(13) コンソーシ アム</u>	
--	---	--	--	--

	<p><u>設</u></p> <p><u>(シ) 油糧作物</u> <u>処理加工施設</u></p> <p><u>(ス) バイオデ</u> <u>ィーゼル燃料</u> <u>製造供給施設</u></p> <p><u>エ 畜産物産地</u> <u>基幹施設整備</u></p> <p><u>(ア) 畜産物処</u> <u>理加工施設</u></p> <p><u>(イ) 家畜市場</u></p> <p><u>(ウ) 家畜飼養</u> <u>管理施設</u></p> <p><u>(エ) 自給飼料</u> <u>関連施設</u></p> <p><u>(オ) 家畜改良</u> <u>増殖関連施</u> <u>設</u></p> <p><u>(カ) 畜産周辺</u> <u>環境影響低</u> <u>減施設</u></p> <p><u>(キ) 畜産副産</u> <u>物肥飼料利</u> <u>用施設</u></p> <p><u>オ 農業廃棄物</u> <u>処理施設整備</u></p>			
--	---	--	--	--

<p><u>4 産地における戦略的な人材育成の推進</u></p>	<p><u>以下の事業に要する経費</u></p> <p><u>ア 耕種作物小規模土地基盤整備</u>  <u>(ア) ほ場整備</u>  <u>(イ) 園地改良</u>  <u>(ウ) 優良品種系統等への改植・高接</u>  <u>(エ) 暗きょ施工</u>  <u>(オ) 土壌土層改良</u></p> <p><u>イ 飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備</u>  <u>(ア) 飼料作物作付条件整備</u>  <u>(イ) 放牧利用条件整備</u>  <u>(ウ) 水田飼料作物作付条</u></p>	<p><u>事業費の2分の1以内</u></p> <p><u>次世代加算</u>  <u>(区分1の(1)の補助率の欄の「次世代加算」を準用する)</u></p>	<p><u>(1)市町村</u>  <u>(2)農業者の組織する団体</u>  <u>(3)公社</u>  <u>(4)土地改良区</u>  <u>(5)消費者団体及び市場関係者</u>  <u>ただし、野菜の取組を対象とした、産地管理施設の整備に限るものとする。</u>  <u>(6)事業協同組合連合会及び事業協同組合</u>  <u>(7)食品事業者(区分1の(1)の事業実施主体の欄の(7)を準用する)</u>  <u>(8)民間事業者</u>  <u>(9)中間事業者</u></p>	<p><u>追加</u></p>
-----------------------------------	---	---	---	------------------

	<u>件整備</u> <u>ウ 耕種作物産</u> <u>地基幹施設整</u> <u>備</u> <u>(ア) 育苗施設</u> <u>(イ) 乾燥調製</u> <u>施設</u> <u>(ウ) 穀類乾燥</u> <u>調製貯蔵施</u> <u>設</u> <u>(エ) 農産物処</u> <u>理加工施設</u> <u>(オ) 集出荷貯</u> <u>蔵施設</u> <u>(カ) 産地管理</u> <u>施設</u> <u>(キ) 用土等供</u> <u>給施設</u> <u>(ク) 農作物被</u> <u>害防止施設</u> <u>(ケ) 生産技術</u> <u>高度化施設</u> <u>(コ) 種子種苗</u> <u>生産関連施</u> <u>設</u> <u>(サ) 有機物処</u>		<u>(区分 1 の</u> <u>(1) の事業実</u> <u>施主体の欄の</u> <u>(9) を準用</u> <u>する)</u> <u>(10) 流通業者</u> <u>(区分 1 の</u> <u>(1) の事業実</u> <u>施主体の欄の</u> <u>(10) を準用</u> <u>する)</u> <u>(11) 公益社団法</u> <u>人、公益財団</u> <u>法人、一般社</u> <u>団法人及び一</u> <u>般財団法人</u> <u>(区分 1 の</u> <u>(1) の事業実</u> <u>施主体の欄の</u> <u>(11) を準用</u> <u>する)</u> <u>(12) 特認団体</u> <u>(13) コンソーシ</u> <u>アム</u>	
--	--	--	--	--

	<p><u>理・利用施設</u></p> <p><u>(シ) 油糧作物</u> <u>処理加工施設</u></p> <p><u>(ス) バイオデ</u> <u>ィーゼル燃料</u> <u>製造供給施設</u></p> <p><u>エ 畜産物産地</u> <u>基幹施設整備</u></p> <p><u>(ア) 畜産物処</u> <u>理加工施設</u></p> <p><u>(イ) 家畜市場</u></p> <p><u>(ウ) 家畜飼養</u> <u>管理施設</u></p> <p><u>(エ) 自給飼料</u> <u>関連施設</u></p> <p><u>(オ) 家畜改良</u> <u>増殖関連施</u> <u>設</u></p> <p><u>(カ) 畜産周辺</u> <u>環境影響低</u> <u>減施設</u></p> <p><u>(キ) 畜産副産</u> <u>物肥飼料利</u> <u>用施設</u></p> <p><u>オ 農業廃棄物</u></p>			
--	--	--	--	--



	処理施設整備		
--	--------	--	--

5 附帯事務費	区分1から4 に係る事業の実 施に関し、指導 監督等を行うの に要する経費	省略	省略
---------	---	----	----

第1～8号様式 省略

第9号様式（第13条関係）

削除

--	--	--	--

3 附帯事務費	1の整備事業 に係る事業の実 施に関し、指導 監督等を行うの に要する経費	省略	省略
---------	---	----	----

第1～8号様式 省略

第9号様式（第13条関係）

財 産 管 理 台 帳

市町村（事業実施主体）名 ( )

地区名	地区	事業実施年度	令和 年度	農林水産省所管交付金名 県補助金名	強い農業づくり総合支援交付金 南知縣競争力強化生産総合対策事業費補助金	経 費 の 配 分				区分期間			区分の状況	摘要				
						負 担 区 分				耐用 年数	区分 初年度 年月日	承継 年月日			区分の 内 容			
政策目的 (メニュー)	事業主体	工種構造 総区分	施行箇所 又は 設置場所	事業量	着 工 年月日	しゅん工 年月日	総事業費	国交付金				県費	市町村費	その他				
								国交付金	県費	市町村費	その他							
								円	円	円	円	円	円					
合 計																		

(注)1 「区分初年度年月日」欄は、区分期間の終期を記入してください。  
 2 「区分の内容」欄は、譲渡、交換、貸付、担保提供等を記入してください。  
 3 「摘要」欄は、譲渡先、交換先、貸付先及び担当者等の取得権者の名称又は補助金総額を記入してください。  
 4 この書式により無い場合は、区分期間欄及び区分の状況欄を含む欄の書式をもって財産管理台帳に代えることができます。

